

「三ない運動」の徹底をお願いします！！

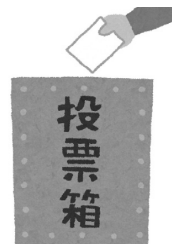
政治家の寄附は禁止！有権者が求めることも禁止！

年始はお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンです。

そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



■次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】

●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

●政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

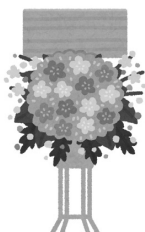
●政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

●請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者から選挙に関し寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

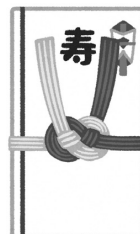
■政治家の寄附禁止の対象例



落成式・開店祝などの
花輪、葬儀の花輪・供花、
病気見舞いなど



お歳暮・お年賀など



結婚祝い(※)、香典(※)、
卒業祝、入学祝など



お祭りへの寄附・差し入れ、町
内会の集会・旅行などの催物へ
の寸志・飲食物の差し入れ

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

■問い合わせ先

鶴田町選挙管理委員会 TEL：0173（22）2111（内線 275）

鳥インフルエンザの防止について

鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。秋から冬は渡りが始まり、本病発生の警戒が必要となる時期ですので、次のことに注意してください。

【死亡した野鳥を見つけた場合】

- ①素手では絶対に触らないようにしましょう。
- ②多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、鶴田町役場、または西北地域県民局地域農林水産部林業振興課にご相談ください。
- ③②以外の場合で死亡した野鳥を処理する際は、ビニール袋に入れ一般ごみとして処分してください。

【かきん家禽を飼っている場合】

- ①渡り鳥や野鳥との接触をさけるため、野外での放し飼いをしないようにしましょう。また、飼育小屋は防鳥ネット（2cm 角以下）で囲い、野鳥が入らないようにしましょう。
 - ②飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。
 - ③世話をするときには専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。
 - ④家禽の死亡が続くなど異常がみられた場合は、すぐにつがる家畜保健衛生所に連絡してください。
- ※家禽：肉・卵・羽毛などを利用するために飼育する鳥の総称。鶏、あひる、うずら、七面鳥など

■問い合わせ先

- ・鶴田町役場 産業課農業振興班 TEL：0173 (22) 2111 (内線 293)
- ・西北地域県民局地域農林水産部林業振興課 TEL：0173 (72) 6613
- ・西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所 TEL：0173 (42) 2276

民生委員・主任児童委員のご紹介

鶴田町の民生委員、主任児童委員をご紹介します。福祉や子育てに関するお問い合わせや困りごとがございましたら、お気軽にお住まいの地区の担当者にご相談ください。

任期は令和元年 12 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までの 3 年間です。

担当地区	氏 名	担当地区	氏 名	担当地区	氏 名	担当地区	氏 名
みどり町	宮本 はる枝	相原町	成田 勝敏	桂井	佐々木 悦子	山道	菊地 紀文
派立	吉川 義次	亀田	坂本 康博	田の尻	中野 直美	西瀬良沢	成田 満利子
寺町	工藤 真由美	新田子	對馬 友子	尾原	瓜田 良一	東瀬良沢	伊藤 千秋
仲町・本町	安田 藤子	大巻	尾崎 和彦	木筒	秋庭 孝樹	松倉	永田 忠光
文化通り・富士見町	澁谷 孝子	強巻	奥瀬 秀治	前中野・後中野	花田 照典	横范	鈴木 盛文
公園通り	松江 真紀子	上菖蒲川	佐藤 英清	野木	田澤 明裕	沖	菊池 勝丸
駅前通り	成田 昭子	下菖蒲川	田中 秀法	間山	成田 良幸		
田中町	中村 千鶴子	大性	芹川 睦子	鶴寿団地	齋藤 京子		
桜町	神 忠彦	鶴泊	一戸 直子	西胡桃館	工藤 彰敍		
鷹ノ尾	相馬 トコ	米元・掛元	齋藤 稔	東胡桃館	佐藤 節子	主任児童委員	木村 夢知子
駅東町	菊池 千秋	稲元・米元	川村 朗	境	須郷 俊彦	主任児童委員	石戸谷 晃子
あさひ町	佐藤 キミエ	稲川	澁谷 洋子	中野	三浦 精一	主任児童委員	新谷 とき

■問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班 TEL：0173 (22) 2111 (内線 161)